

年末調整のポイント 確定申告のポイント 暦年贈与の仕方

CONTENTS

年末調整のポイント

確定申告のポイント

暦年贈与の仕方

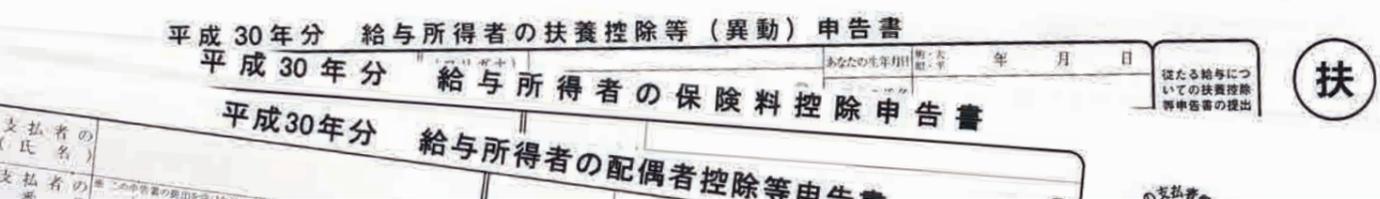
アクセスグループ

税理士法人アクセス
社会保険労務士法人アクセス
行政書士法人アクセス
川人広平公認会計士事務所
株式会社徳島経理代行センター
株式会社高松経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

【高松支店】
〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL 087-814-5875 FAX 087-814-5876



扶

年末調整

年末調整のポイント

平成29年分の税制改正により、毎年手続きいただいている年末調整について変更がありました。

今年の注意点

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- (1) 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- (2) 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。
配偶者(特別)控除を受けられる年収の上限及び控除額については(下記)をご参照ください。また、上記に伴い給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更がされています。

以下の表は 合計所得金額 で記載しております			本人(給与所得者)の合計所得金額(見積額)			
			900万円以下	900万円超 ~ 950万円以下	950万円超 ~ 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額(見積額)	38万円以下	控除額(老人控除)	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)	0円
	38万円超 ~ 85万円以下	控除額	38万円	26万円	13万円	
	85万円超 ~ 123万円以下	控除額	36万円 ~ 3万円	24万円 ~ 2万円	12万円 ~ 1万円	

住民税の特別徴収

徳島県・県内全市町村で、平成31年度から原則すべての事業主に従業員の個人住民税を特別徴収することとされました。

住民税を給与から天引きする必要が
あります



所得控除についてのお役立ち情報

社会保険料控除

納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料(健康保険、介護保険、国民・厚生年金)を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。

小規模企業共済等掛金控除

納税者が小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合には、その掛金の所得控除が受けられます。
各団体が発行する「掛金払込証明書」が必要になります。個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入されている方はこちらの所得控除を受けることができます。



確定申告

確定申告のポイント

医療費控除

平成29年より、医療費のお知らせが医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

従業員様及び扶養家族の方の内容を記載したお知らせを個別に封入し、事業主様あてに郵送されてきます。平成29年分は平成30年2月中頃に郵送されましたが、平成31年の到着時期はまだ未定です。(平成30.10現在)

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

ポイント
平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。
また、「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。この場合領収書の保管も不要となります。
※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

参考：協会けんぽホームページより

到着した「医療費のお知らせ」(個別封入)を、従業員様(被保険者)へお渡しください。なお、医療費に関する記載内容については個人情報が含まれていますので、開封せずにお渡しください。
※すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、同封されている返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。

退職後に任意継続被保険者となられている方については、事業主様宛ではなく、任意継続被保険者のご自宅に郵送されます。



医療費のお知らせに記載されていない医療費がある

「医療費のお知らせ」には、主に平成29年10月から平成30年10月までの医療機関に受診された分が記載されています。平成30年11月と12月に受診した医療費は掲載されておきませんので、今後医療機関を受診される場合には、領収書の保管が必要となります。
また、保険適用外の診療や高額療養費の払い戻しを受けている場合などは、「医療費のお知らせ」に掲載されている金額と実際の自己負担の金額が異なる場合があります。ドラッグストアで購入した薬や、通院のための交通費なども医療費控除の対象となりますので、「医療費のお知らせ」以外にも領収書等を確定申告まで保管しておく必要がありますのでご注意ください。

ふるさと納税について

平成30年分の確定申告では、平成30年1月1日~12月31日の間にしたふるさと納税が対象となります。税額控除を受けるためには寄付金受領証明書が必要となります。

譲渡所得について

土地、建物等の不動産、株式、貴金属等の資産の売却があり、利益が出ていれば譲渡所得として確定申告と一緒に申告する必要があります。売買契約書が必要となります。

年末調整のご案内

10月中旬に
ご依頼ください



※お早めにお申込・ご準備をお願いいたします。

今年から用紙が変更となりました。

今年から控除申告書が2枚に分離しました(保険料控除と配偶者控除)。配偶者控除(38万円)を受けられる配偶者の年収の上限が**103万円→150万円**に変更となりました。(配偶者特別控除については、配偶者の年収の上限が201万6千円未満に変更となりました。)また、新たに**本人の年収要件も追加**されました。今年から大きく変動しておりますので、ご不明な点がございましたら、お気軽にアクシスまでお問い合わせください。

■ 概要

年末調整とは、従業員様等の1年間の所得税を確定させ、毎月給与より控除している所得税との差額を調整(還付又は徴収)する手続きです。

◆給与支払のある事業者様

年末調整を行うとともに、**法定調書合計表等の書類の提出義務**があります。

◆給与支払のない事業者様

年末調整は不要ですが、**法定調書合計表等の書類の提出義務**がある場合があります。

※所得税の納付が納付期限に遅れた場合、**不納付加算税(最大10%)**及び**延滞税(最大14.6%)**がかかります。



■ 手続きの流れ

10月~11月

【準備・資料収集】

- ・従業員様からの資料収集
- ・資料のチェックと不足資料の収集

12月

【税額計算・書類作成】

- ・給与、年末調整情報の集計
- ・年税額の計算、最終給与における所得税の精算
- ・法定調書合計表等の作成
- ・源泉徴収票の配布

1月

【税額納付・書類提出】

- ・源泉所得税の納付
- ・支払調書の送付
- ・法定調書合計表等の提出

■ 料金のご案内(税別)

【本年度より新たにご依頼いただく場合】

- 基本料 20,000円~
- 計算料 @2,000円/1名~

※特急料金(資料ご用意期日超過の場合)20%加算
※規模等により異なりますのでご依頼後にお見積もりさせていただきます。

■ 必要書類

- ・賃金台帳等
 - ・弁護士報酬等の請求書
 - ・原稿料やデザイン料等の請求書
 - ・給与所得者の扶養控除等申告書
 - ・給与所得者の保険料控除申告書
 - ・給与所得者の配偶者控除等申告書
 - ・各種控除証明書等
- H30.1~12月分

10月31日(水)までにご依頼ください。

償却資産税申告のご案内

12月中旬に
ご依頼ください



※お早めにお申込ください。

■ 概要

償却資産申告とは、毎年1月1日時点において所有している償却資産について申告及び納付する手続きです。

◆償却資産を所有している事業者様

1月1日時点の償却資産の状況を申告する義務があります。

◆償却資産を所有していない事業者様

償却資産を保有していない旨の申告をする義務があります。

※償却資産税申告をしなかった場合、3万円以下の過料が科される場合があります。

申告期限

平成31年

1/31(木)

■ 手続きの流れ

12月(準備)

① 申告対象資産の洗い出し

② 増加資産の洗い出し

③ 取得価格
耐用年数の決定

④ 減少資産の洗い出し



⑤ 申告書、明細書の作成

⑥ 償却資産申告書の提出



⑦ 納税通知書の交付

⑧ 償却資産税の納付

※ 申告の対象となる資産

- ・減価償却の対象としている資産
- ・決算期以降に取得された資産で固定資産に計上されていない資産
- ・会社の帳簿に記載されていない資産
- ・償却済み資産(残存価格のみ帳簿に計上されている資産)

- ・稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産
- ・大型特殊自動車
- ・1個(又は1組)当たりの取得価格が10万円以上の資産
- ・内装工事等

■ 料金のご案内(税別)

【償却資産】

5,000円~10,000円/1市町村

■ 必要書類

固定資産明細書

(当社が既にお預かりしているものを除く)

12月20日(木)までにご依頼ください。



暦年贈与の仕方

～否認されにくい贈与の仕方とは？～

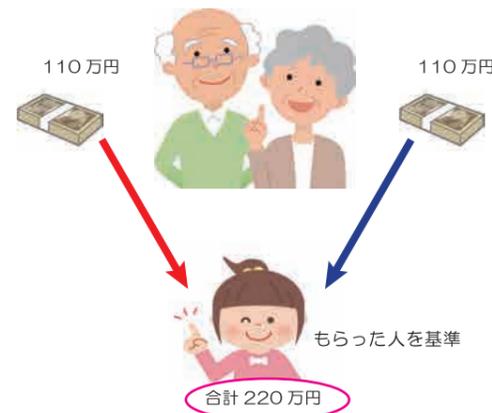
今年も残り少なくなってきました。毎年贈与をされている方、今年の贈与はもうお済でしょうか？相続税対策で暦年贈与をしても、その贈与の仕方が間違っていれば税務署から贈与とは認められず、計画的に行ってきた相続対策が無駄になってしまう場合もあります。そこで今回は税務署に否認されにくい贈与の仕方をご紹介します。

暦年贈与ってなに？

「暦年贈与」とは、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の額を合計して贈与税額の計算をすることです。年間110万円までなら贈与税はかかりません。

この110万円というのはもらった人を基準に計算します。

例えば孫がおじいちゃんから110万円、おばあちゃんから110万円を同じ年にもらった場合、孫が1年間に贈与を受けた額は220万円となり贈与税がかかります。



暦年贈与の仕方

暦年贈与は次の手順でしましょう。

Step1
贈与契約書を作成する。

Step2
お金の受け渡しをする。

Step3
贈与税の申告をする。

Step1. 贈与契約書を作成する。

契約書には、①いつ②誰が③誰に④いくらあげるかを記載して、贈与者（あげる人）と受贈者（もらう人）の両者が署名押印しておきましょう。

契約書がなくても贈与は成立しますが、作成しておいた方があとから誰が見ても分かる客観的な証拠となります。

Step2. お金の受け渡しをする。

お金の受け渡しは、贈与者（あげる人）の名義の銀行口座から受贈者（もらう人）の名義の銀行口座へ直接振込みをしてください。これも客観的な証拠を残しておくためです。

ここで注意するポイントは受贈者（もらう人）本人が管理し自由に使える状態の銀行口座に振り込むことです。

よくあるケースはおじいちゃんが相続税対策として孫にお金を贈与したいが、まだ本人に現金は渡したくない。そこで孫名義の通帳に振込みはするものの、その通帳はおじいちゃんが管理して孫には使わせないというケース。この場合、孫は実質的にお金をもらっていないので贈与は成立していないとみられ、おじいちゃんが亡くなった時にはその孫名義の預金はおじいちゃんの相続財産とされます。

Step3. 贈与税の申告をする。

受贈者（もらう人）の1年間にもらった金額が110万円を超える場合には、確定申告時期に贈与税の申告をしてください。

相続開始前3年以内の贈与は相続財産に持ち戻される？

相続開始（亡くなった日）前3年以内に贈与した財産は、たとえ贈与税がかからない110万円以内の贈与であっても相続税の計算上、相続財産として加算されます。つまり贈与はなかったものとされるのです。

しかしこのルールは相続により財産をもらう人だけに適用されるルールですので、例えば相続により財産をもらわない孫などには適用されません。

ですので、相続税対策で贈与を行う場合には贈与をする時期やあげる人をあらかじめ計画的に決めておくほうがよいでしょう。

連年贈与に注意！

連年贈与とは、今後毎年100万円を10年間にわたって贈与するといったように事前に取り決めて贈与することをいいます。

こういった場合、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に1,000万円（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかるようになります。

毎年同じ日に同じ金額を贈与していると連年贈与とみなされる場合がありますので、こういった場合は必ず贈与のつど贈与契約書を作成しておきましょう。できれば毎年贈与日や贈与金額を変えておくとなおよいでしょう。

相続のご相談は税理士法人アクシスへ！

相続税対策としての贈与は、あらかじめ相続財産をすべて把握した上で計画的に進めていくことが重要です。そして長期間かけてコツコツと行うことで大きな節税効果が得られるのです。税理士法人アクシスでは、財産リストの作成から贈与計画、そして贈与税申告まですべてお手伝いさせていただきます。

遺言

相続手続

贈与

相続税対策

相続税申告

相続専門スタッフが
対応させていただきます！
税理士法人アクシス
電話 088-631-8119



確定申告のご案内

12月中に
ご依頼ください

※お早めに、お申込・ご準備をお願いいたします。



■ 個人事業主の方

- 1月からの通帳は全て記帳できていますか？
- レシート・領収書等は整理して保管していますか？
- 売掛や在庫の残高を確認する準備はできていますか？



■ 医療費控除を受けたい方

- 医療機関のレシート・領収書は整理されていますか？

■ 不動産収入のある方

- 固定資産税の納税通知書は手元にありますか？

■ 株の売買をされた方

- 特定口座年間取引報告書を忘れずに保管（H31.1頃発送）

■ 保険に加入されている方

- 生命保険・地震保険の控除証明書
- 満期を迎えた保険がある場合、満期通知書

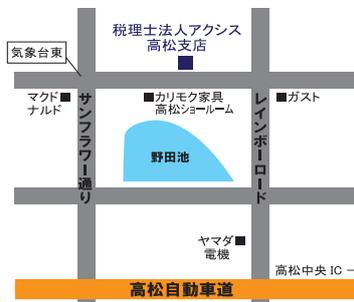
2018.10.1(月)

高松市
松縄町に

OPEN

税理士法人 アクシス 高松支店
株式会社 高松経理代行センター

アクシスグループは、開業47年をむかえ、香川県のお客様にもご依頼をいただくことが増えて参りましたので、高松支店をオープンさせていただく運びとなりました。税務・会計はもちろん、相続・遺言、新設支援、給与計算、記帳代行や請求書発行などの経理代行、経営・融資のご相談まで、お困り事をトータルサポートさせていただきます。徳島本店、吉野川支店共々、よろしくお願い申し上げます。



住所 〒760-0079 香川県高松市松縄町 1050-27

TEL 087-814-5875

FAX 087-814-5876